

令和5年（ウ）第1302号 裁判官忌避申立事件（基本事件・当庁令和5年  
(ネ)第3329号)

決 定

申 立 人

デニズ

(DENIZ)

同訴訟代理人弁護士

大 橋

毅

同

岡 本

翔 太

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

本件申立ては、基本事件を担当する裁判長を忌避する旨の裁判を求めるもので  
あり、その理由は忌避申立書記載のとおりであって、要するに、基本事件の裁判  
長は法務局の訟務部付検事又は訟務部長の職務経験があるところ、訟務部長の職  
にあつた際に、基本事件と同種の入管職員の有形力行使の違法を理由とする国家  
賠償請求訴訟の訴訟遂行に関与していたことが明らかであるから、外見的に見て、  
不公平又は偏頗な裁判がされるであろうとの懸念を当事者に生じさせる合理的な  
事由があるというものである。

民事訴訟法24条1項にいう「裁判の公正を妨げるべき事情」とは、裁判官と  
具体的事件の関係からみて公正な裁判を疑わしめるような客観的な事情をいうと  
ころ、当該裁判官がかつて法務局の職員として基本事件と同種の訴訟に係る事務  
を所掌したことがあるというだけではこれに該当するとはいえない。そして、基  
本事件の担当裁判長が、訟務部付検事又は訟務部長として、基本事件あるいはこ  
れに関連する申立て人に関わる事件に関与したとの事実は認められず、他に担当裁  
判長について裁判の公正を妨げるべき事情は見当たらない。以上によれば、申立  
人の主張は理由がない。



よって、本件申立てを却下することとして、主文のとおり決定する。

令和5年11月30日

東京高等裁判所第17民事部

5 裁判長裁判官 吉田



裁判官 中園 浩一郎



裁判官 森脇 江津



これは正本である。

令和5年11月30日

東京高等裁判所第17民事部

裁判所書記官 江 良 裕 代

